

特別養護老人ホーム 入居 契 約 書

事業者 : 特別養護老人ホーム めぐみ

第1条（サービスの目的及び内容）

- 1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、可能な限り入居者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話等のサービスを提供します。

第2条（契約の有効期間）

- 1 この契約の有効期間（入居期間）は、令和____年____月____日からとします。
- 2 事業者は、有効期間満了の1ヶ月前から14日前までに、入居者に対して、有効期間満了までに契約更新を行うか否かの意思表示を行うよう求めるものとします。

第3条（施設サービス計画等）

- 1 事業者は、入居者の心身の状況及びその意向を踏まえて、「施設サービス計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。施設サービス計画を作成した場合には、入居者に説明のうえその写しを交付します。
- 2 事業者は、入居者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合には、速やかに施設サービス計画の変更等の対応を行います。

第4条（入院期間中の取扱い等）

- 1 事業者は、入居者が入居期間中、医療機関に入院した場合であって、入院の日から3ヶ月以内に施設に復帰することが見込まれるときは、入退院の手続その他必要な便宜を提供するとともに、やむをえない事情がある場合を除いて、退院後、円滑に再入居できるようにします。
- 2 【入院中の居室代について】
入院されてから6日間（月をまだぐ場合も6日間）において、外泊時費用という加算を算定させていただきます。外泊時費用以外の入院期間分（日数割）の居室代を頂きます。なおショートスティの方の空所利用で居室を使わせて頂く場合には、居室代は頂きません。

第5条（身体的拘束の禁止）

- 1 事業者は、サービス提供にあたり身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行いません。ただし、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 2 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちにその日

時、態様、入居者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録書等の書面に記録します。

第6条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「施設サービス提供記録書」等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入し、入居者の確認を受けることとします。
- 2 事業者は、一定期間ごとに、前項の施設サービス提供記録書等の書面その他の書面に目標達成の状況等を記載して、入居者に説明のうえその写しを交付します。
- 3 事業者は、施設サービス提供記録書等の書面を作成した後5年間これを保存し、入居者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

第7条（入居者負担金及びその滞納）

- 1 サービスに対する入居者負担金は、重要事項説明書に記載するとおりとします。ただし、契約期間中、介護保険法等の法令改正により入居者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後速やかに入居者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。
- 2 入居者が正当な理由なく事業者に支払うべき入居者負担金を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めてその支払を催告し、期間満了までに入居者負担金を支払わないときに限り、文書によりこの契約を解除することができます。
- 3 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、本人、家族、市町村等の関係機関と協議し、入居者の日常生活を維持する見地から、在宅サービスの提供、生活の場の確保等について必要な調整を行うよう努めるものとします。

第8条（入居者の解約等）

- 1 入居者は、少なくとも3日前までに事業者に予告することにより、いつでも、この契約を解約することができます。
- 2 入居者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

第9条（事業者の解除）

事業者は、入居者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。この場合には、事業者は、本人、家族、市町村等の関係機関と協議し、入居者の日常生活を維持する見地から、在宅サービスの提供、生活の場の確保等について必要な調整を行うよう努めるものとします。

第10条（契約の終了）

入居者が他の介護保険施設等に入居又は入院し、又は要介護認定が受けられなかったこと等により、相当期間以上にわたり、この契約が目的とするサービスの提供が困難となった場合は、この契約は終了するものとします。この場合には、事業者は、速やかにその旨を入居者に通知するものと

します。又、契約終了（ご退居）と決まった日までの居室代はご負担いただきます。

（月締め等ではありません）

第 1 1 条（事故時の対応等）

- 1 事業者は、サービス提供に際して入居者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- 2 事業者は、サービス提供にあたって入居者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

第 1 2 条（秘密保持）

- 1 事業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密については、入居者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、文書により入居者又はその家族の同意を得た場合には、市町村、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができます。

第 1 3 条（苦情対応）

- 1 入居者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、入居者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いもいたしません。

第 1 4 条（契約外の事項等）

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、入居者と事業者の協議により定めます。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づく施設サービスを対象としたものですので、入居者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

第 1 5 条（備え付け備品の破損等）

ご入居・利用中の居室及びユニット内、館内の備え付け備品・機器において、故意もしくは認知症等により破損させてしまった場合には、修理代として全額ご負担いただく場合があります。

契約書続き

説明者 (職種) _____

(氏名) _____ 印

入所契約書について説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

入居者 (住所) _____

(氏名) _____ 印

署名代行者 (氏名) _____ 印

(入居者との関係) _____

(署名代行の理由) _____

代理人 (氏名) _____ 印

(入居者との関係) _____

立会人 (氏名) _____ 印

(入居者との関係) _____

事業者 (所在地) 横浜市泉区中田町3430-6 _____

(事業者名) 特別養護老人ホーム めぐみ _____

(代表者名) 管理者 柴崎 知成 _____ 印

特別養護老人ホーム めぐみ 短期生活介護（ショートステイ）利用契約書

事業者： 特別養護老人ホーム めぐみ

第1条（サービスの目的及び内容）

- 1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、可能な限り利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話等のサービスを提供します。

第2条（契約の有効期間）

- 1 この契約の有効期間は、令和____年____月____日から令和____年____月____日までとします。
- 2 事業者は、有効期間満了の1ヶ月前から14日前までに、利用者に対して、有効期間満了までに契約更新を行うか否かの意思表示を求めるものとします。
- 3 利用者が有効期間満了までに更新を行わない旨の意思表示をしない場合には、この契約は同じ条件で更新されるものとします。
- 4 契約が更新された場合には、事業者は契約更新後1ヶ月以内に、利用者に対して、別紙の「契約変更・更新確認欄」に必要事項を記載し契約更新を確認するものとします。

第3条（施設サービス計画等）

- 1 事業者は、利用者の心身の状況及びその意向を踏まえて、「施設サービス介護計画書」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。施設サービス介護計画を作成した場合には、利用者に説明のうえその写しを交付します。
- 2 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合には、速やかに施設サービス介護計画書の変更等の対応を行います。

第4条（身体的拘束の禁止）

- 1 事業者は、サービス提供にあたり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 2 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちにその日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録書等の書面に記録します。

第5条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「施設サービス提供記録書」等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします。
- 2 事業者は、一定期間ごとに、前項の施設サービス提供記録書等の書面その他の書面に目標達成の状況等を記載して、利用者に説明のうえその写しを交付します。
- 3 事業者は、施設サービス提供記録書等の書面を作成した後5年間これを保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

第6条（利用者負担金及びその滞納）

- 1 サービスに対する利用者負担金は、重要事項説明書に記載するとおりとします。ただし、契約期間中、介護保険法等の法令改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。
- 2 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき入居者負担金を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めてその支払を催告し、期間満了までに入居者負担金を支払わないときに限り、文書によりこの契約を解除することができます。
- 3 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、本人、家族、市町村等の関係機関と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、在宅サービスの提供、生活の場の確保等について必要な調整を行うよう努めるものとします。

第7条（利用者の解約等）

- 1 利用者は、少なくとも3日前までに事業者に予告することにより、いつでも、この契約を解約することができます。
- 2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

第8条（事業者の解除）

事業者は、利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。この場合には、事業者は、本人、家族、市町村等の関係機関と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、在宅サービスの提供、生活の場の確保等について必要な調整を行うよう努めるものとします。

第9条（契約の終了）

利用者が他の介護保険施設等に入居又は入院し、又は要介護認定が受けられなかったこと等により、相当期間以上にわたり、この契約が目的とするサービスの提供が困難となった場合は、この契約は終了するものとします。この場合には、事業者は、速やかにその旨を利用者に通知するものとします。

第 10 条（事故時の対応等）

- 1 事業者は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- 2 事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

第 11 条（秘密保持）

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、市町村、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

第 12 条（苦情対応）

- 1 利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明かし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いもいたしません。

第 13 条（契約外の事項等）

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づく施設サービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

第 14 条（備え付け備品の破損等）

ご入居・利用中の居室及びユニット内、館内の備え付け備品・機器において、故意もしくは認知症等により破損させてしまった場合には、修理代として全額ご負担いただく場合があります。

上記のとおり、施設サービスの契約を締結します。

令和 年 月 日

利用者 (住所) _____

(氏名) _____ 印

署名代行者 (氏名) _____ 印

(入居者との関係)

(署名代行の理由)

代理人 (氏名) _____ 印

(入居者との関係)

立会人 (氏名) _____ 印 _____

(入居者との関係)

事業者 (所在地) 横浜市泉区中田町3430-6

(事業者名) 特別養護老人ホーム めぐみ

(代表者名) 管理者 柴崎 知成 印